

平成 22 年 11 月 5 日

中央環境審議会 地球環境部会
国内排出量取引制度小委員会
委員長 植田 和弘 殿

東京電力株式会社
執行役員環境部長 影山 嘉宏

トヨタ自動車株式会社
理事 環境部 笹之内 雅幸代理
環境部環境室長 担当部長 岡山 豊

東京ガス株式会社
エグゼクティブスペシャリスト 環境部長 冨田 鏡二

第 13 回及び第 14 回国内排出量取引制度小委員会の議論に対する意見

第 13 回及び第 14 回国内排出量取引制度小委員会において取り上げられた論点について、小委員会の席上でも意見を申し上げてまいりましたが、特に重要な論点に関して、以下のとおり追加意見を申し上げます。

0. 制度検討を進めていく上での基本的な考え方（第 14 回会合 参考資料 1）

- ・ 国内排出量取引制度の詳細な内容のみが議論され、制度の導入意義やその効果、他の政策と合わせた国民生活や産業への影響については議論されずに不明確なままで、一方的に検討が進められていく現状に大変危機感を持っている。
- ・ 必ずしも参考資料 1 の整理で満足という訳ではないが、我々が意見書で提示していた要素（評価軸）については、おおよそ盛り込んでいただいたと考えている。
- ・ 6 つの視点に重みの違いがないことを前提に、今後、この考え方に照らしつつ、個別論点の検討や制度オプション案の評価を行い、その上で、結果を公平に整理するとともに、委員の間で見解が相違する場合には夫々の意見を列記する形で、上位機関である地球環境部会にあげていただきたい。

1. ポリシーミックスの在り方（第 13 回会合 資料 3）

- ・ 環境政策として、現在、検討俎上に上げられている国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、全量買取制度については、いずれも少なからぬ国民負担を伴うものであり、国民・産業の理解と納得を得た上で検討が進められなければならない。
- ・ 国内排出量取引制度の必要性については、他の政策との比較分析を踏まえた説明が必要

である。P6 に「個々の事業者の削減ポテンシャルに着目し、排出枠を無償で設定する場合は、本来想定された排出削減のための投資を超えて追加投資を求めることにはならない」とあるが、「本来想定された排出削減のための投資」を促す政策として、国内排出量取引制度が適切か否か、他の政策との比較分析の中で説明すべきである。また、「事業者の削減ポテンシャル」については、「投資回収年数において3年未満」など具体的な条件を伴って明示されることが必要である。

- ・ 国内排出量取引制度、さらには地球温暖化対策税と全量買取制度を含めたトータルの負担（経済、産業、雇用への影響）と排出削減効果について定量分析を行い、提示した上で、それらの政策に関する導入の是非も含めて国民的議論を行うべきである。これは、「基本的な考え方」に示された「⑤社会的に受容可能なものであること（経済の成長、雇用の安定、エネルギーの安定的な供給の確保も図られるものであること）」の判断材料として必須の分析である。我が国の経済の実態も踏まえた定量分析なしに検討を進めるべきではない。

2. 対象ガス（第13回会合 資料4）

- ・ 工業プロセス由来の非エネルギー起源 CO₂ を含めるか否かについては、削減技術はほとんどないと聞いていることから、該当する業界の意見をよく聞き、慎重に検討すべきである。

3. 対象期間（第13回会合 資料5）

- ・ 対象期間の検討は、ポスト京都の国際枠組みの行方と整合的に考える必要がある。国際枠組みの帰結が見えない中、国内政策単独で決められるものではない。
- ・ その上で、各業界の意見をよく聞き、慎重に検討すべきである（例えば、電力の場合、3年間で設備投資を行うことは極めて困難である）。

4. 算定・検証・報告・償却の一連の手続き（第13回会合 資料6）

<2-②対象期間における遵守期間>

- ・ 国内排出量取引制度の目的が、トレードではなく、産業界の削減努力を後押しすることであるならば、産業の実際の設備投資期間や削減努力の実態を踏まえ、遵守期間は「単年」ではなく、中長期の「複数年」とすべきである。

<2-③排出量の検証制度の必要性>

- ・ 現在、地球温暖化対策推進法の排出量算定報告公表制度の下で、各事業者は排出量の算定・報告を行っている。虚偽の報告には罰則措置もある中、改めて検証制度で屋上屋を重ね、事業者に金銭的・業務的な負担を課す必要があるのか慎重に検討すべきである。

＜3. 方針（案）のイメージ図＞

- ・ 排出枠は、遵守期間の初日後1か月以内に事前交付され、その後は排出量取引が可能とされているが、取引促進が目的ではなく、排出量の削減が目的なので、排出量がほぼ確定してから精算する事後交付とすべきである。

5. 費用緩和措置（第14回会合 資料1）

- ・バンキング、ボローイングの議論は上記の遵守期間の議論とセットで行うべきである。国内排出量取引制度の目的が、トレードではなく、産業界の削減努力を後押しすることであるならば、産業の実際の設備投資期間や削減努力の実態を踏まえ、遵守期間は「単年」ではなく、中長期の「複数年」とすべきである。

6. 制度対象者の考え方とその特定方法（第14回会合 資料2）

＜①-3. 業界単位及び関連会社単位についての検討＞

- ・ 目標設定にあたって生産量の推定が必要となるが、シェアも考えた個社単位の推定は非常に難しい。市場規模や技術導入の将来予測は、個社単位よりも業界単位の方がやりやすく、妥当な目標を設定できる場合が多い。無理に個社単位で目標を設定すると、徒に過不足の乖離幅の大きな目標設定となり、公平な競争を阻害する恐れがある。
- ・ また、生産計画や投資計画等を連結単位で考えて、フレキシブルな経営判断をしている企業もある。
- ・ よって、業界単位や関連会社でも可能な複数事業者単位での目標設定を認めるべきである。

＜③裾切り値について＞

- ・ 裾切り値1万トン是对象事業者数が数千に上ることを考えると低すぎるため、もっと大きな値（例えば10万トン）とすべきである。いずれにせよ、行政コストの観点も含めてデータで検証していただきたい。

＜④温対法に基づく連鎖化事業者、特定輸送排出者の扱いについて＞

- ・ 連鎖化事業者や特定輸送排出者は、省エネ法等でも規制対象になっており、屋上屋を重ねるべきではない。いずれにせよ、当該業界の意見をよく聞き、慎重に検討すべきである。

7. 排出枠の設定方法（第14回会合 資料3）

＜I. 無償配分方式＞

- ・ ベンチマークもグラウンドファザリングも、「基本的な考え方」に示された「公平性の確保」が満たされず、自由競争を歪めるなど、その弊害は大きい。
- ・ ベンチマークは、それに乗じる活動水準（生産量）の設定が非常に難しい。活動水準について、「中長期ロードマップで検討したマクロフレームにおける素材生産量や鉱工業生産指数を踏まえて推算」あるいは「直近年度の任意の連続3年間の期間をベースにす

る」とされているが、これが公平なルールと言えるのか疑問であるとともに、リーマンショックにより生産量が激減した年度がベース年度に含まれることについても、その影響について慎重に検討すべきである。また、個社毎の活動水準の設定は、生産統制につながる恐れがある。

＜Ⅱ．オークション方式＞

- ・ オークション方式は、産業界に多大な負担を強いるものであるにもかかわらず、産業界への経済的なインパクトが全く検証されていない。
- ・ そもそも、排出量全体に対して、負担を求めることから、地球温暖化対策税と実質的に変わらず、負担の完全な重複が生じる。
- ・ 「基本的な考え方」の⑤に記された「経済の成長、雇用の安定、エネルギーの安定的な供給の確保」「制度対象者における経済的なコスト負担が著しく大きくならない」「国際競争力を損なうものとならない」「マネーゲームによる市場の混乱を招かない」のいずれにも反し、到底、社会的に受容可能なものとはならないことから、オークション方式の検討を進めるべきではない。

＜Ⅲ．原単位方式＞

- ・ 原単位方式は、無償配分方式と異なり活動水準に柔軟性が出ること、また、地球温暖化対策基本法案においても言及されていることから、選択肢として認めるべきである。
- ・ ここでの検討は、「基本的な考え方」のうち「①総量削減の担保」の視点に偏っており、恣意的と言わざるを得ない。「公平性の確保」「経済の成長」「雇用の安定」等からも原単位方式は優れていると言える。

8. 排出総量（第14回会合 資料4）

＜①排出総量の性格＞

- ・ 前段で「個々の排出枠の設定を各事業者の削減ポテンシャルに着目して設定」（いわゆるボトムアップ方式）としつつも、後段で「排出総量を別途設定し、個々の事業者の排出枠の合計が中長期目標の実現に向けて適切なものとなっているか否か判断」としており、いわゆるトップダウン方式を想定しているという懸念を拭えない。なお、文中には、トップダウン方式の否定と読み取れる記述があるものの、本当にボトムアップ方式を想定しているのであれば、排出総量の設定は不要だと考える。

＜③排出総量の性格＞

- ・ 排出総量の設定が必要な理由として、「個別の排出枠の設定が適切か否かを判断する」ことが挙げられているが、そもそも、「環境省で検討中の中長期ロードマップの結論や制度対象者からの排出量のカバー率等を勘案して算出」したものが、個別の排出枠の妥当性の判断基準として機能するのか疑問である。

以上